別表第七　使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～七　略］ 八　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。 九　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。 十　「廃止措置対象施設」とは、法第五十条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる再処理施設をいう。 十一　「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。次条第一項第二号ロ並びに第七号イ及びロにおいて「事業指定基準規則」という。）第一条第二項第四号に規定する安全機能を有する施設又は同項第六号に規定する重大事故等対処施設の設計において発生を想定しているものをいう。 イ　自然現象 ロ　再処理施設を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。） ハ　再処理施設内における火災、溢水、化学薬品の漏えいその他の再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象 十二　「大規模損壊」とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊をいう。 （再処理の事業の指定の申請） **第一条の二**　法第四十四条第二項の再処理の事業の指定の申請書の記載については、次の各号によるものとする。 一　［略］ 二　法第四十四条第二項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。 イ　［略］ ロ　再処理施設の一般構造 ［(1)～(5)　略］ (6)　耐津波構造（事業指定基準規則第八条に規定する基準津波に対して再処理施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）	（定義） **第一条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～七　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 八　「廃止措置対象施設」とは、法第五十条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画（法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る廃止措置の対象となる再処理施設をいう。 ［号を加える。］ ［号を加える。］ （再処理の事業の指定の申請） **第一条の二**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ イ　［同上］ ロ　［同上］ ［(1)～(5)　同上］ (6)　耐津波構造（再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。）第八条に規定する基準津波に対して再処理施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）